

「富里市子ども・子育て支援事業計画」について

1 計画策定の背景と趣旨

子ども・子育て支援法第61条に基づき、市町村は、国の示す基本指針に即して5年を1期とする「子ども・子育て支援事業計画」を定めるものとされています。本市においては、すべての子どもたちの健やかな成長を支援するための行動指針として、平成27年度から平成31年度までの5か年を計画期間とした「富里市子ども・子育て支援事業計画」（第1期計画）を平成27年3月に策定しました。

平成30年度に、第2期計画の基礎資料とするため、就学前児童及び小学1年から3年生の保護者へ子育て支援に関するニーズ調査を実施し、調査結果及び第1期計画の進捗状況を踏まえ、平成31年度に「第2期富里市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

2 計画の基本的方向について

第1期計画で定めた『基本理念』及び『基本目標』については、第2期計画においても継承し、一人ひとりの子どもの個性を大切にす質の高い教育・保育の提供を目指すとともに、社会的な支援を必要とする子どもや家庭に配慮し、すべての子どもが“ゆめ、きぼう、よろこび”の創造により、安心して子どもを育てられる地域の実現を目指します。また、基本目標に対応する『基本施策』についても引き継ぐものの、計画策定を進める中で必要に応じて見直しを図りました。

基本理念

子どもが健やかにいきいきと輝く富里

《ゆめの創造》すべての子どもが幸せに育つ

《きぼうの創造》地域に応援されて親も育つ

《よろこびの創造》子育てを大切にする地域が育つ

基本目標

基本目標 1

すべての子どもに質の高い教育・保育を提供します

基本目標 2

すべての親が安心して子育てできる仕組みをつくりま

基本目標 3

子育てを地域全体で応援します

基本目標 4

すべての子どもが伸び伸び成長できる安全な環境を整備します

基本施策

4つの基本目標に対応する基本施策を設定し、その達成に向けた取組みを展開していきます。

基本目標1 すべての子どもに質の高い教育・保育を提供します

- 《基本施策》
1. 教育・保育の充実
 2. 保育サービスの充実
 3. 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境の充実
 4. きめ細かな支援が必要な家庭への取組み
 5. 障がいのある子どもなどへの支援の充実
 6. 仕事と子育ての両立のための基盤整備

基本目標2 すべての親が安心して子育てできる仕組みをつくります

- 《基本施策》
1. 地域における子育て支援サービスの充実
 2. 子育てネットワークづくり
 3. 子どもや母親の健康の確保
 4. 小児医療の充実
 5. 次代の親の育成
 6. 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

基本目標3 子育てを地域全体で応援します

- 《基本施策》
1. 児童の健全育成
 2. 思春期保健対策の充実
 3. 家庭や地域の教育力の向上
 4. 児童虐待防止対策の充実

基本目標4 すべての子どもが伸び伸び成長できる安全な環境を整備します

- 《基本施策》
1. 安心して過ごすことのできる住環境・遊び場の確保
 2. 安心・安全なまちづくりの推進
 3. 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
 4. 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

3 計画の推進

点検・評価

本計画は、PDCAサイクルに基づき進行管理を行い、毎年度点検・評価を行います。
また、進行管理を行う中で、計画に定めた量の見込みが実際の認定状況と大きく乖離するなど必要と考えられる場合には、計画期間の中間年を目安として必要に応じて計画の見直しを行います。

<PDCA サイクル>

